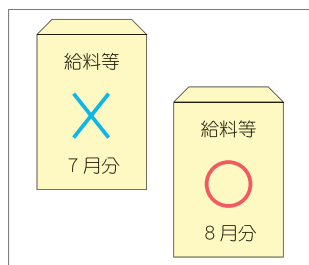


例えば、義務者の給料日が毎月25日で、養育費の支払期限が毎月末日である場合、7月分の給料からは、7月31日に支払期限の到来する7月分の養育費を受け取ることはできず、支払日が8月25日の8月分の給料から受け取ることになります。同じように、8月分の養育費は9月分の給料から受け取ることになります。



👉 この制度は、未払分が出るたびに差押えの申立てをする必要がないというメリットがありますが、支払期限が来る前に将来分全額を一括で受け取ることができるものではありません。

## (5) 受取方法

原則として、権利者自身が義務者の勤務先など（第三債務者といいます。）に対して支払を求める必要があります。

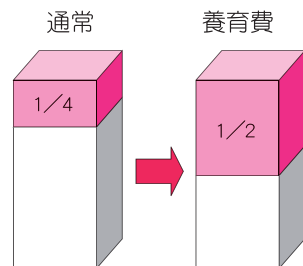
👉 差し押さえても、義務者や第三債務者、あるいは裁判所から自動的に金銭が振り込まれるわけではありません。また、差し押さえた範囲を超えて支払を受けることはできません。

👉 義務者に権利者以外にも支払わなければならない債務があり、その債務の債権者も重ねて差押えをした場合は、差押えが競合することになり、第三債務者は、差し押さえられた金銭を法務局に供託しなければなりません。この場合、第三債務者から直接支払を受けることはできず、裁判所において分配（配当手続）が行われることになります。

## 2 差押えの範囲

養育費については、特例として、給料などの2分の1に相当する部分まで差し押さえることができます。

👉 通常は、原則として4分の1に相当する部分までです。



## 間接強制について

間接強制とは、債務を履行しない義務者に対し、一定の期間内に履行しなければその債務とは別に間接強制金を課すことを警告した決定をすることで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な支払を促すものです。

養育費については、この制度も利用できます。

申し立てる裁判所は、養育費の支払について定めた調停調書、審判書、判決書などの書面により異なります。

👉 利用できる債権の種類は、前記①(2)のとおりですが、定期的に支払期限が来るものに限られません。

👉 義務者に支払能力がないために養育費を支払うことができないときには、この制度を利用することはできません。

👉 間接強制の決定がされても義務者が養育費を支払わない場合、養育費や間接強制金の支払を得るためには、別に直接強制の手続をとる必要があります。

問い合わせ先について

- このリーフレットに記載されている内容につき、
  - ・履行確保の申立ては**家庭裁判所**で、
  - ・債権差押えなどの直接強制の申立ては**地方裁判所**で、
 取り扱いますので、詳細はそれぞれの裁判所でお尋ねください。
- 間接強制の申立ては、養育費の支払を定めた書面を作成した裁判所又は最寄りの裁判所にお問い合わせください。申立書用紙等は、下記の**裁判所ウェブサイト**からダウンロードできるほか、**家事手続情報サービス**（☎0570-031840 案内のコード番号**5644**、申立書のコード番号**7644**）からファクシミリにより取り出すことができます（※IP電話からはご利用できません）。

裁判所ウェブサイトのご案内

裁判所

検索

<http://www.courts.go.jp/>

ウェブサイトには家事事件の手続に関する説明などの情報等を掲載しています。

日本司法支援センター 法テラスのご案内  
<http://www.houterasu.or.jp/>



法的トラブルで困った時には  
**0570-078374**  
おなやみなし

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

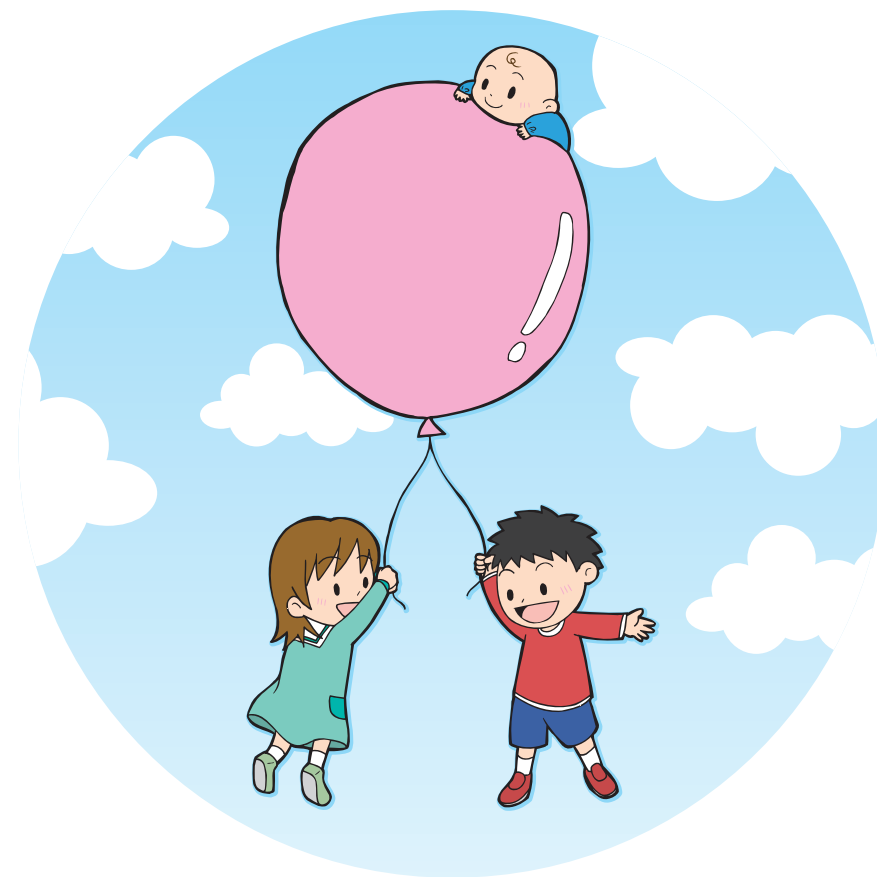
※固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※PHS・IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。  
※ウェブサイトから、電子メールによる問い合わせも受け付けています。

（平成25年9月最高裁判所）

## 調停・審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために

調停・審判などで養育費を支払うことが決まったのに、相手が支払わない場合に利用できる手続として、「**履行確保**」と「**強制執行**」の制度があります。



家庭裁判所

## はじめに

調停、審判、人事訴訟の判決・和解で養育費を支払うことが決まったのに、相手（義務者）が支払わない場合に、支払を受ける権利を有する者（権利者）が利用できる手続として、「履行確保」と「強制執行」があり、「強制執行」には、「**直接強制**」と「**間接強制**」があります。

これらの「履行確保」、「直接強制」、「間接強制」は、いずれも権利者からの申立てにより裁判所が行う手続です。どの手続をとるかは権利者が選択することになります。以下、これらについて簡単に説明します。

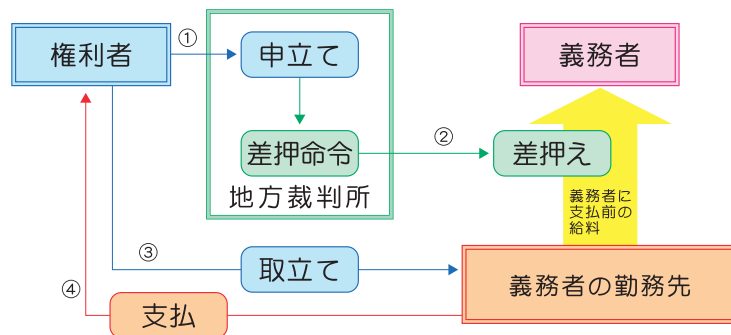
## 履行確保について（家庭裁判所の手続）

履行確保には、調停、審判、判決などをした家庭裁判所が、権利者からの申出を受けて、義務者に対して支払を履行するように勧告などの手続があります。

履行を勧告する手続に費用はかかりませんが、義務者が勧告に応じない場合に支払を強制することはできません。

## 直接強制について（地方裁判所の手続）

直接強制とは、義務者の財産（不動産・債権など）を差し押さえて、その財産の中から支払を受けるための手続です。主な例である給料を差し押さえる場合（債権執行）の手続は、次の図のようになります。



直接強制の申立てには、（ア）調停調書、審判書、判決書などの書面（正本）<sup>（※1）</sup>、（イ）送達証明書<sup>（※2）</sup>、（ウ）審判の場合には、審判が確定したことの証明書が必要です。これらの書類は調停、審判、判決などをした家庭裁判所に申請して交付を受けることができます。このほかに住民票や商業登記簿謄抄本などの書類が必要になることがあります。

債権執行の申立てには、手数料（原則として4,000円）及び郵便切手（実費3,000円程度。各裁判所によって異なります。）が必要です。

（※1）人事訴訟の判決・和解調書の場合には執行文（強制執行ができるという証明）が別途必要となります。

（※2）正式の手続で（ア）の書面が義務者に送付されたこと（送達）の証明書。（ア）の書面が義務者に送達されていない場合には、別途送達申請の手続が必要となります。

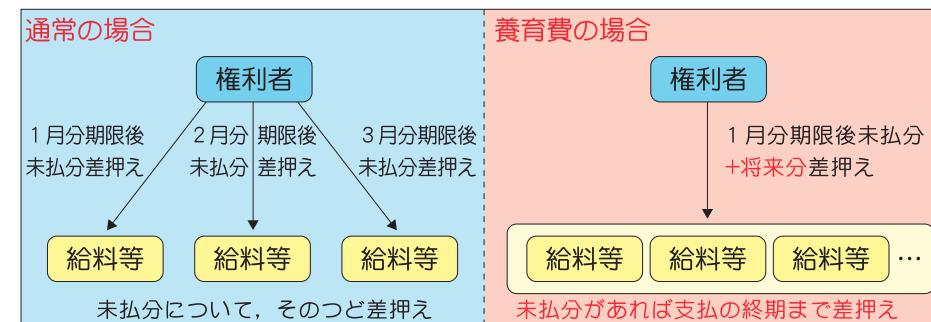
養育費の支払については、次のような特別な制度があります。

## ① 将来分の差押え

### （1）内 容

差押えは、通常の場合、支払期限が過ぎても支払われていない分（未払分）についてのみすることができます。しかし、養育費については、未払分があれば、その分だけに限らず、将来権利者に支払われる予定の、まだ支払期限が来ていない分（将来分）についても差押えをすることができます。

具体的には、例えば「20歳に至るまで毎月末日限り3万円を支払う」という定めがあるときに、1か月分3万円の支払がない場合には、支払われていない3万円分だけでなく、今後支払われる予定の20歳までの養育費についても、差押えをすることができます。



## （2）利用できる債権の種類

定期的に支払期限が来る養育費について利用できます。

※ 養育費だけでなく、扶養義務等に係る金銭債権（婚姻費用の分担金、扶養料など、夫婦・親子その他の親族関係から生ずる扶養に関する債権）であれば利用できます。

❗ 財産分与や慰謝料、親族関係にない者の扶養契約に基づく債権については利用することができません。

## （3）将来分について差し押さえることができる財産

義務者の給料や家賃収入など、義務者が継続的に支払を受ける金銭です。

❗ 預貯金の払戻しや退職金の支給など1回で支払が終了するものは対象になりません。

## （4）受け取ることができる金銭

養育費の未払分については、義務者の勤務先などから、差し押さえた範囲内でまとめて受け取ることができますが、将来分については、各支払期限が到来した後に受け取ることになります。

❗ 将来分は、義務者に支払われる給料などのうち、その将来分の支払期限の後に支払日が到来するものから受け取るようになります。